横浜EMウェルネス会員制度規程

全文改訂版 制定：令和8年8月1日 ／ 改定：令和8年11月1日

前文

横浜EMウェルネスは、「病気を治す医療から、病気にならない社会づくりへ」を理念に掲げています。

私たちは、健康は医療だけでつくられるものではなく、自然、食、農業、微生物、発酵、環境、人とのつながり、学び、そして地域社会の中で育まれるものと考えます。

横浜EMウェルネスでは、一人ひとりが自分に合った形で参加できるよう、地域活動を共につくる「横浜EMウェルネス構想有志の会」と、学び、交流および健康づくりを継続的に支える「横浜EMウェルネス会員制度」を設けます。

本規程は、これらの制度を適切かつ円滑に運営するために必要な事項を定めるものです。

第1章 総則

第1条（目的）

本制度は、医療、農業、食、発酵、環境、教育および地域交流を通じて、人と自然が調和する健康で持続可能な地域社会を育てることを目的とします。

第2条（制度および会員区分）

横浜EMウェルネスには、地域活動を共につくる「横浜EMウェルネス構想有志の会」と、サービスを利用しながら本構想を継続的に支える「横浜EMウェルネス会員制度」を設けます。会員区分は、次の4種類とします。

1．横浜EMウェルネス構想有志の会会員：本構想の理念に賛同し、農業、環境活動、イベント運営、広報、事務その他の地域活動に、自らできる形で参加する非営利の活動会員。

2．サポーター会員：横浜EMウェルネスの活動を気軽に応援し、健康づくりや学びを継続する会員。

3．パートナー会員：学びを深めながら、イベント、交流および地域活動への参加機会をより充実して利用する会員。

4．プレミアム会員：学び、交流および医療・健康サポートを含むサービスを利用し、継続的に自身の健康管理に取り組む会員。

第3条（制度の併用）

1．有志の会とウェルネス会員制度は、目的および役割の異なる制度であり、上下関係にあるものではありません。

2．希望する方は、有志の会会員と、サポーター会員、パートナー会員またはプレミアム会員のいずれかを兼ねることができます。

3．サポーター会員、パートナー会員およびプレミアム会員相互の重複加入はできません。

4．会員区分を変更する場合は、所定の手続きによるものとします。

第2章 入会、会費および会員資格

第4条（入会）

1．本制度の理念に賛同し、本規程に同意した方は、所定の申込手続きおよび会費等の納入を完了した時点で会員となります。

2．未成年者は、保護者の同意を得たうえで入会するものとします。

3．運営は、申込内容に虚偽がある場合その他合理的な理由がある場合、入会をお断りすることがあります。

第5条（会費）

各会員区分の入会金、会費、支払方法、更新方法および会費の使途は、別表1に定めます。

第6条（会員サービスおよび特典）

1．各会員が利用できるサービスおよび特典は、別表2に定めます。

2．プレミアム会員に提供する医療・健康サポートの内容および利用条件は、別表3に定めます。

3．各種サービスは、会員資格が有効な期間中、所定の条件に従って利用できます。

第7条（会員情報の変更）

会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、決済情報その他申込内容に変更が生じた場合、速やかに運営へ届け出るものとします。

届出がないことにより案内その他の通知が届かなかった場合、運営は、法令上認められる範囲で責任を負わないものとします。

第8条（退会および更新停止）

1．会員は、所定の方法により退会または自動更新の停止を申し出ることができます。

2．月額会員は、次回更新日前までに手続きを完了した場合、次回以降の決済が停止されます。

3．年額会員は、次回更新日前までに更新停止の手続きを完了した場合、現在の契約期間満了をもって会員資格を終了します。

4．有志の会会員は、退会の申出または所定の更新手続きを行わなかった場合、会員資格を終了します。

5．契約期間中に利用しなかった会員特典について、原則として現金による精算は行いません。

6．納入済みの入会金および会費については、適用される法令および契約条件に従って取り扱います。

第9条（会員資格の停止または取消し）

運営は、会員が次のいずれかに該当する場合、原則として事前に通知または催告を行ったうえで、会員資格を停止または取り消すことがあります。ただし、緊急性が高い場合は事後の通知とすることがあります。

1．本規程に違反した場合

2．会費の未納が継続した場合

3．申込内容に重大な虚偽があった場合

4．他の会員、運営、講師、出演者、提携先その他関係者に重大な迷惑または損害を与えた場合

5．その他、本制度の運営に重大な支障を与え、合理的な理由により会員資格の継続が困難と判断される場合

第3章 利用上のルール

第10条（禁止事項）

会員は、次の行為を行ってはなりません。

・他の会員または関係者に対する迷惑行為、誹謗中傷、差別的言動、威圧的言動またはハラスメント

・運営の許可を得ない営利目的の勧誘、販売、宣伝または営業活動

・宗教活動または政治活動への勧誘

・会員資格、参加権、配信URL、会員限定資料その他会員サービスを第三者に譲渡、貸与または共有する行為

・会員限定コンテンツを無断で録音、録画、複製、転載、配布または公衆送信する行為

・他の会員または関係者の個人情報、写真、発言等を本人の同意なく公開する行為

・法令または公序良俗に反する行為

・虚偽の情報の流布その他運営の信用を不当に損なう行為

・その他、本制度の目的に照らして合理的に不適切と判断される行為

第11条（活動およびイベント参加時の責任）

1．農作業、環境活動、イベント運営、ワークショップその他の活動に参加する会員は、運営者および会場管理者の案内に従い、自らの健康状態および安全に十分配慮して参加するものとします。

2．運営は、法令上責任を負う場合を除き、運営の責めに帰することができない事由によって生じた損害について責任を負わないものとします。

3．活動内容に応じ、別途参加条件、保険、同意事項または注意事項を定めることがあります。

第12条（知的財産権）

1．講座、動画、資料、文章、画像、ロゴその他本制度を通じて提供されるコンテンツに関する著作権その他の知的財産権は、運営または正当な権利者に帰属します。

2．会員は、権利者の許可または法令上認められる場合を除き、これらを無断で複製、配布、公開または商業利用することはできません。

第4章 運営

第13条（個人情報）

1．運営は、取得した個人情報を、会員管理、本人確認、サービス提供、イベント運営、会費管理、お問い合わせ対応、情報発信、医療・健康サポートの予約調整その他本制度の運営に必要な範囲で利用します。

2．運営は、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、個人情報を第三者へ提供しません。業務委託先に個人情報を取り扱わせる場合は、必要かつ適切な監督を行います。

3．医療機関が取得する診療情報および検査情報は、当該医療機関の規程および関係法令に従って取り扱います。

4．会員専用フォームでは、原則として予約調整に必要な情報のみを取得し、詳細な病歴、診断名、検査結果等の医療情報は医療機関側で適切に取り扱います。

第14条（連絡および通知）

1．運営から会員への連絡および通知は、ホームページ、メール、LINEその他運営が適切と認める方法により行います。

2．会員は、登録した連絡先を適切に管理し、運営からの通知を確認するものとします。

3．重要な契約条件の変更等については、その内容に応じて適切な方法および時期に通知します。

第15条（サービスの変更、中断または終了）

1．運営は、社会情勢、運営状況、提携先の変更、災害、感染症、通信障害その他やむを得ない事情により、サービスの全部または一部を変更、中断または終了することがあります。

2．会費、サービス内容その他会員に重要な影響を及ぼす事項を変更する場合は、変更内容および適用開始日を事前に周知し、法令上必要な手続きを行います。

3．既に契約済みの会員の重要な権利に影響する変更については、契約内容および関係法令に従って取り扱います。

第16条（規程の変更）

運営は、社会情勢または運営上の必要に応じ、本規程および各別表を変更することがあります。

変更内容および適用開始日は、ホームページその他適切な方法で公表し、関係法令に従って適用します。

第17条（協議事項）

本規程に定めのない事項または本規程の解釈に疑義が生じた場合は、会員と運営が誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

第18条（準拠法および合意管轄）

1．本規程は日本法に準拠します。

2．本制度に関して訴訟の必要が生じた場合は、法令上認められる範囲で、運営者の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

附則

本規程は、令和8年8月1日に制定・施行しました。令和8年11月1日付で本規程および各別表を改定します。改定後のプレミアム会員年会費98,000円（税込）は、令和8年11月1日以降の新規入会者に適用します。

別表1 会費・会員区分一覧

（本規程第5条関係）

1．会費、支払方法および更新方法

会員区分	入会金	会費	支払方法・更新方法
有志の会	2,000円	年額2,000円	年払い・毎年所定の更新手続き
サポーター	なし	月額980円	月額自動決済・毎月更新
パートナー	なし	月額2,980円	月額自動決済・毎月更新
プレミアム	なし	年額98,000円	年額自動決済・毎年更新

※金額は税込です。自動更新の停止を希望する場合は、次回更新日前までに所定の手続きを行ってください。

2．会費の使途

・地域ウェルネス活動、農業、自然栽培、環境保全およびEM技術の普及・啓発

・発酵、食育、健康づくり、映画上映会、講演会、交流会その他の企画・運営

・オンライン講座、アーカイブ、会員限定コンテンツの制作・配信

・会員専用ページ、LINE、メールその他情報発信および会員管理システムの運営

・医療・健康支援サービスの企画・調整

・その他、本制度の目的達成に必要な事業および運営

3．会費の改定

会費を改定する場合は、本規程第15条および第16条に従い、改定内容および適用開始日を事前に周知します。

別表2 会員サービス・特典一覧

（本規程第6条関係）

サービスおよび特典は、各会員区分の目的に応じて提供します。有志の会とウェルネス会員を兼ねる方は、それぞれの資格に基づくサービスを利用できます。

1．地域活動・コミュニティ

サービス・特典	有志の会	サポーター	パートナー	プレミアム
農業・自然栽培活動	主体として参加	希望者参加	希望者参加	希望者参加
運営ボランティア	○	希望者参加	希望者参加	希望者参加
有志の会限定活動	○	—	—	—
収穫祭・交流イベント	会員価格	会員価格	優先申込	最優先申込
情報配信・活動報告	○	○	○	○

※農作業やボランティア活動への参加希望者は、所定の申込フォームまたは事務局への連絡を通じて申し込みます。受入れは実施日、定員、安全管理その他の運営状況により調整する場合があります。

2．学び・教育

サービス・特典	有志の会	サポーター	パートナー	プレミアム
通常オンラインアカデミー	1回1,000円	1回1,000円	無料	無料
講座アーカイブ	購入講座のみ	購入講座のみ	対象講座無料	対象講座無料
会員限定動画・資料	活動関連	一部	○	○
健康・食・発酵コラム	○	○	○	○

一般参加者の通常オンラインアカデミー参加費は1回2,000円です。別シリーズの心理学講座その他個別企画については、募集時に定める料金および会員割引を適用します。パートナー会員およびプレミアム会員は対象となるオンライン講座に無料で参加できます。講座アーカイブの視聴期間、提供方法および対象範囲は各講座の案内に従います。

3．イベント・交流

サービス・特典	有志の会	サポーター	パートナー	プレミアム
講演会・上映会	会員価格	会員価格	会員価格	会員価格
発酵ワークショップ	優先申込	優先申込	優先申込	最優先申込
会員限定交流会	○	○	○	○
少人数特別勉強会	—	—	空席時申込	優先申込
新企画モニター	活動関連	一部対象	優先	最優先

※会員価格は原則として一般価格から10%割引とします。ただし、イベントごとに異なる割引率、会員価格または対象条件を定める場合があります。

4．特別企画

サービス・特典	有志の会	サポーター	パートナー	プレミアム
ゲストとの懇親会等	所定の優先順位	所定の優先順位	所定の優先順位	所定の優先順位
特別講演・限定イベント	○	○	優先	最優先
協賛企業・提携施設優待	—	—	一部対象	対象企画で利用可

ゲストを招いた懇親会等の参加案内は、原則として次の順に行います。1．当該イベントの運営に協力した有志の会会員（無料招待） 2．プレミアム会員（有料） 3．パートナー会員（有料） 4．サポーター会員（有料）。無料招待の対象、人数および条件は各イベントの募集案内で定めます。定員に達した場合は募集を終了します。

5．医療・健康サポート

サービス・特典	有志の会	サポーター	パートナー	プレミアム
一般的な健康情報の配信	○	○	○	○
個別健康相談（Zoom・対面）	—	—	—	年2回・各30分
脳ドック	—	—	—	年1回
健康管理に関する一般的な情報提供	○	○	○	○
医療・健康情報の優先案内	—	—	○	○

※プレミアム会員の医療・健康サポートは別表3に定める条件に従って提供します。LINEおよびメールは主として予約、事務連絡、サービスの利用案内および一般的な情報提供に使用します。個別の医学的判断を伴う相談を随時受け付けるサービスは含みません。

6．優先申込の定義

「優先申込」とは一般募集に先立って募集案内を行うことをいいます。「最優先申込」とは対象となる会員区分の中で最も早く募集案内を行うことをいいます。いずれも参加枠の確保を保証するものではありません。

7．サービス内容の変更

サービスおよび特典を変更、中断または終了する場合は、本規程第15条および第16条に従います。

別表3 プレミアム会員 医療・健康サポート利用規程

（本規程第6条関係）

第1条（目的）

本別表は、プレミアム会員に提供する医療・健康サポートの内容および利用条件を定めるものです。

本サービスは、横浜EMウェルネスが企画・運営し、医療法人照甦会 あかね台眼科脳神経外科クリニックその他の連携先との協力により、健康維持、疾病予防、早期発見および健康寿命の延伸を支援することを目的とします。

第2条（基本理念）

本サービスは、「病気を治す医療から、病気にならないための医療へ」という理念に基づき、医療、食、農業、発酵、腸内環境、生活習慣および地域コミュニティを総合的に捉え、一人ひとりの健康づくりを支援します。

第3条（対象者および有効期間）

1．本サービスは、プレミアム会員本人のみが利用できます。

2．利用権を第三者へ譲渡、貸与または換金することはできません。

3．医療・健康サポートの有効期間は、入会日から1年間とします。

4．会員資格が更新された場合は、更新後の契約期間について新たな利用枠を設けます。

5．契約期間中に利用しなかったサービスを次年度へ繰り越すことはできません。

第4条（提供サービス）

プレミアム会員は、次のサービスを利用できます。

（1）脳ドック

1．会員期間中に1回、医療法人照甦会 あかね台眼科脳神経外科クリニックにおいて、所定の脳ドックを利用できます。

2．検査内容は、原則として同クリニックが通常提供する脳ドックの所定の検査内容とします。

3．検査の実施可否、検査方法および追加検査の必要性は、担当医師が医学的に判断します。

4．検査結果は、担当医師または医療機関が定める方法で説明します。

5．検査によって異常が疑われ、追加の診察、検査または治療が必要となった場合、それらは本サービスとは別の通常診療として取り扱います。

6．MRI検査を受けられない医学的理由がある場合の対応は、個別に協議するものとします。

（2）個別健康相談

1．会員期間中に2回、1回30分を基本とする個別健康相談を予約制で利用できます。

2．相談はZoomによるオンライン相談を基本とし、希望に応じて対面相談にも対応します。

3．相談内容は、健康維持、生活習慣、食生活、運動、睡眠、疾病予防、検査結果の一般的な理解などとします。

4．必要に応じて、脳卒中や認知症の予防、腸内環境、発酵食品、EMの活用等についても情報提供を行います。

5．個別の診断、治療、処方等が必要な場合は、適切な医療機関での診療をご案内します。

6．医療行為を伴うオンライン診療については、本健康相談とは区別し、関係法令および適用される指針に従って取り扱います。

（3）一般的な健康情報の提供

健康づくり、食生活、環境、発酵、予防医学等に関する一般的な情報を、会員向けコンテンツ、講座、メール、LINEその他適切な方法で提供します。

個別の医学的判断を伴う相談については、予約制の個別健康相談または適切な医療機関で対応します。

第5条（申込および予約方法）

1．脳ドックおよび個別健康相談は、いずれも事前予約制とします。

2．利用を希望する会員は、原則としてWixのプレミアム会員専用ページに設置された申込フォームから申し込むものとします。

3．申込フォームでは、氏名、会員登録メールアドレス、希望するサービス、希望する相談方法、連絡先その他予約調整に必要な事項を確認します。

4．事務局は、会員資格、有効期間および利用回数を確認したうえで、個別に日程を調整します。

5．申込フォームの送信のみでは予約は確定しません。

6．Zoom相談の場合は、予約確定後、対象会員へ個別に参加方法を案内します。

7．対面相談および脳ドックの実施場所は、予約時に案内します。

第6条（利用回数の管理）

1．個別健康相談は会員期間中2回、脳ドックは会員期間中1回を上限とします。

2．利用回数は、原則として実際に相談または検査を受けた時点で消化したものとします。

3．予約変更やキャンセルの取扱いについては、事務局が定める予約ルールに従います。

4．利用状況は、事務局が会員管理情報と照合して記録します。

5．未利用分について、現金への換算、第三者への譲渡または翌年度への繰り越しはできません。

第7条（通常診療との区別）

1．本サービスは健康維持および疾病予防を支援する会員向けサービスであり、緊急診療または通常診療に代わるものではありません。

2．診断、治療、処方、診断書等の作成その他の医療行為が必要と判断された場合は、適切な医療機関での診療を案内します。

3．通常診療、追加検査、治療、薬剤、文書作成その他本サービスに含まれない費用は、別途本人の負担となります。

4．通常診療の費用負担および保険診療の取扱いは、関係法令に従うものとします。

第8条（対象外となる相談等）

1．意識障害、麻痺、けいれん、激しい頭痛、胸痛、呼吸困難その他緊急を要する症状

2．救急搬送または緊急受診が必要な状態

3．診断または処方のみを目的とする相談

4．診断書、証明書その他医療文書の作成依頼

5．本人以外の診療情報に基づく個別の医学的判断

6．その他、医師が通常診療での対応が必要と判断するもの

第9条（個人情報および医療情報）

1．健康相談および予約調整のために取得した情報は、本規程第13条に従って取り扱います。

2．会員専用申込フォームでは、原則として詳細な症状、診断名、病歴、検査結果等を収集しません。

3．医療機関が診療または検査に伴って取得した医療情報は、当該医療機関が関係法令および院内規程に従って管理します。

4．運営と連携医療機関との間で情報共有が必要な場合は、利用目的を明らかにしたうえで、本人の同意その他の適法な根拠に基づいて取り扱います。

5．事務局が管理する利用履歴は、原則として会員資格、予約状況、利用日および利用回数など、運営に必要な情報に限定します。

第10条（サービス内容の変更）

医療機関の診療体制、機器の稼働状況、提携関係その他運営上の事情により、本サービスの提供方法、実施場所または内容を変更することがあります。

重要な変更を行う場合は、本規程第15条および第16条に従って対応します。

第11条（免責および受診勧奨）

1．本サービスは、疾病がないこと、将来の疾病を防止できること、治療効果または治癒を保証するものではありません。

2．会員は、自らの健康状態に異変を感じた場合、本サービスからの返信や予約日を待たず、必要に応じて医療機関を受診し、緊急時は救急要請を行うものとします。

3．本条は、法令上認められる運営または医療機関の責任を免除するものではありません。

附則

本別表は、令和8年8月1日に制定・施行しました。令和8年11月1日付で、プレミアム会員の医療・健康サポートの内容および利用条件を改定します。